

電気通信事業法第33条第7項に基づく第1種指定電気通信設備との接続に関する契約約款の一部改正

旧

料金表

第1表 接続料金

第1 網使用料

2 料金額

2-11 その他の機能

区 分			単 位	料 金 額	備 考
(1)～(21) (略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)
(22) 波長多重機能	専らIP通信に係る波長と専ら映像通信に係る波長とを多重する機能	アイ以外の場合	月額	660円	_____
		イ 光局内スプリッタにおいて波長を多重する場合	月額	149円	_____

新

料金表

第1表 接続料金

第1 網使用料

2 料金額

2-11 その他の機能

区 分			単 位	料 金 額	備 考
(1)～(21) (略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)
(22) 波長多重機能	専らIP通信に係る波長と専ら映像通信に係る波長とを多重する機能	アイ以外の場合	月額	828円	_____
		イ 光局内スプリッタにおいて波長を多重する場合	月額	163円	_____

附 則（平成29年5月19日東相制第17-00015号）

この改正規定は、平成29年5月22日から実施し、平成29年4月1日に遡及して適用します。